

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件
原告 石垣清水 外32名
被告 中部電力株式会社

証拠説明書 3 1

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

令和3年7月8日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲A号証)

甲A号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
3	第204回国会 原子力問題調査特別委員会 第3号(令和3年4月8日)会議録 抜粋	衆議院	2021年4月8日	写し	7	新規制基準におけるクリフエッジの位置づけ	新規制基準適合性審査においても、実質的にはクリフエッジの評価について議論・確認をしていること。	新規制基準においては、明示的にクリフエッジの設定を求めているが、原子力規制委員会としては、電力事業者に対し、当然のこととして、「どこで大きな変化が起きるか」ということを把握する必要があることから、その評価について議論・確認をしていること。	https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/026520420210408003.htm	